

(案)

## 計画書

### 大阪都市計画下水道の変更（大阪市決定）

都市計画第一号下水道を廃止するとともに、都市計画大阪市大野処理区公共下水道、大阪市今福処理区公共下水道、大阪市住之江処理区公共下水道、大阪市此花処理区公共下水道を次のように変更する。

## 第1 第一号下水道

都市計画第一号下水道を廃止する。

### 理 由

都市下水路を、公共下水道に編入して管理するため、本案のとおり廃止しようとするものである。

(参考)

1. 変更概要

都市計画第一号下水道の廃止 ※

- ・ 下水管渠の廃止
  - ・ その他施設の廃止
- 西三荘ポンプ場の廃止

2. 変更に係る区域

大阪市 鶴見区 横堤一丁目、横堤二丁目、横堤四丁目、横堤五丁目及び鶴見一丁目地内

※説明図 1 参照

## 第2 大阪市大野処理区公共下水道

### 1. 下水道の名称

大阪市大野処理区公共下水道

### 2. 排水区域

排水区域は総括図表示のとおり  
(備考) 面積 約 1,859ha (うち処理区域 約 1,859ha)

### 3. 下水管渠

名 称	位 置		備 考
	起 点	終 点	
塚本大野幹線	大阪市西淀川区 大野二丁目地内	大阪市西淀川区 福町二丁目地内	合流管渠
竹島大野幹線	大阪市西淀川区 大野二丁目地内	大阪市西淀川区 竹島四丁目地内	合流管渠
十八条西島幹線	大阪市西淀川区 西島二丁目地内	大阪市淀川区 宮原五丁目地内	合流管渠

「区域は計画図表示のとおり」

#### 4. その他の施設

名 称	位 置	備 考
塚本抽水所	大阪市淀川区新北野三丁目地内	約 8,400 m <sup>2</sup>
竹島抽水所	大阪市西淀川区竹島四丁目地内 及び御幣島六丁目地内	約 3,130 m <sup>2</sup>
佃第 2 抽水所	大阪市西淀川区佃四丁目地内	約 3,480 m <sup>2</sup>
西島抽水所	大阪市西淀川区西島一丁目地内	約 310 m <sup>2</sup>
中島抽水所	大阪市西淀川区中島一丁目地内	約 3,130 m <sup>2</sup>
佃第 1 抽水所	大阪市西淀川区佃七丁目地内	約 700 m <sup>2</sup>
中島第 2 抽水所	大阪市西淀川区中島二丁目地内	約 5,120 m <sup>2</sup>
大野処理場	大阪市西淀川区大野二丁目地内 及び西島二丁目地内	約 233,300 m <sup>2</sup>

「区域は計画図表示のとおり」

#### 理 由

大阪市大野処理区公共下水道において、効率的で安定した下水道整備を図るとともに、管渠の表示方法を見直し、本案のとおり変更しようとするものである。

(参考)

## 1. 変更概要

大阪市大野処理区公共下水道の変更 ※

- ・ 下水管渠の変更
- ・ その他施設の変更

西島抽水所の区域の変更、大野処理場の区域の変更

## 2. 変更に係る区域

大阪市 西淀川区 大野二丁目、出来島三丁目、西島一丁目、福町二丁目、福町三丁目、姫里二丁目、姫島四丁目から姫島六丁目まで、野里一丁目及び柏里二丁目地内

淀川区 塚本二丁目、新北野二丁目、新北野三丁目、十三元今里一丁目、十三本町一丁目、十三東二丁目、十三東三丁目、木川西二丁目、木川東二丁目、西中島一丁目及び西中島二丁目地内

東淀川区 柴島一丁目地内

※説明図 2 参照

### 第3 大阪市今福処理区公共下水道

#### 1. 下水道の名称

大阪市今福処理区公共下水道

#### 2. 排水区域

排水区域は総括図表示のとおり  
(備考) 面積 約 1,616 ha (うち処理区域 約 1,616ha)

#### 3. 下水管渠

名 称	位 置		備 考
	起 点	終 点	
橋寺今福幹線	大阪市城東区 今福南三丁目地内	大阪市城東区 今福東一丁目地内	合流管渠

「区域は計画図表示のとおり」

#### 4. その他施設

名 称	位 置	備 考
東野田抽水所	大阪市都島区東野田町三丁目地内	約 6,600 m <sup>2</sup>
城北抽水所	大阪市都島区毛馬町一丁目地内	約 2,040 m <sup>2</sup>
西三荘抽水所	大阪市鶴見区横堤一丁目地内	約 3,450 m <sup>2</sup>
今福処理場	大阪市城東区今福南三丁目地内 及び今福南四丁目地内	約 52,300 m <sup>2</sup>

「区域は計画図表示のとおり」

#### 理 由

大阪市今福処理区公共下水道において、効率的で安定した下水道整備を図るとともに、管渠の表示方法を見直し、本案のとおり変更しようとするものである。



(参考)

## 1. 変更概要

大阪市今福処理区公共下水道の変更 ※

- ・ 下水管渠の変更
- ・ その他施設の変更

西三荘抽水所の追加（第一号下水道にて廃止）

## 2. 変更に係る区域

大阪市 都島区 東野田町三丁目、内代町一丁目、都島北通一丁目、都島北通二丁目、友渕町一丁目から友渕町三丁目まで、高倉町三丁目及び毛馬町一丁目地内

旭 区 新森一丁目、新森二丁目、高殿一丁目、高殿二丁目、高殿五丁目から高殿七丁目まで、大宮一丁目、大宮五丁目、中宮一丁目から中宮五丁目まで、太子橋一丁目から太子橋三丁目まで及び森小路一丁目地内

城東区 今福東一丁目から今福東三丁目まで、古市一丁目から古市三丁目まで、今福西一丁目、今福西二丁目、今福西四丁目、今福西六丁目、蒲生一丁目から蒲生四丁目まで、野江一丁目から野江三丁目まで、関目二丁目、関目四丁目及び関目六丁目地内

鶴見区 横堤一丁目地内

守口市 緑町地内

※説明図 3 参照

#### 第4 大阪市住之江処理区公共下水道

##### 1. 下水道の名称

大阪市住之江処理区公共下水道

##### 2. 排水区域

排水区域は総括図表示のとおり  
(備考) 面積 約 3,231 ha (うち処理区域 約 3,231ha)

##### 3. 下水管渠

名 称	位 置		備 考
	起 点	終 点	
阪南住之江幹線	大阪市住之江区 泉一丁目地内	大阪市阿倍野区 昭和町二丁目地内	合流管渠
津守住之江幹線	大阪市住之江区 泉一丁目地内	大阪市住之江区 泉一丁目地内	合流管渠

「区域は計画図表示のとおり」

#### 4. その他施設

名 称	位 置	備 考
平 林 抽 水 所	大阪市住之江区平林北二丁目地内	約 2,500 m <sup>2</sup>
南港第 1 抽水所	大阪市住之江区南港南一丁目地内	約 5,280 m <sup>2</sup>
南港第 2 抽水所	大阪市住之江区南港中一丁目地内	約 8,720 m <sup>2</sup>
南港第 3 抽水所	大阪市住之江区南港南四丁目地内	約 11,070 m <sup>2</sup>
平林第 2 抽水所	大阪市住之江区平林北二丁目地内	約 140 m <sup>2</sup>
住之江処理場	大阪市住之江区泉一丁目地内	約 86,700 m <sup>2</sup>

「区域は計画図表示のとおり」

#### 理 由

大阪市住之江処理区公共下水道において、住之江区平林地区の埋め立てに伴う効率的で安定した下水道整備を図るとともに、管渠の表示方法を見直し、本案のとおり変更しようとするものである。

(参考)

## 1. 変更概要

大阪市住之江処理区公共下水道の変更 ※

- ・排水区域の追加

変更前 面積 約 3,212ha      変更後 面積 約 3,231ha (約 19ha の増)

- ・下水管渠の変更
- ・その他施設の変更

天津橋抽水所の廃止

## 2. 変更に係る区域

大阪市 住之江区 平林北二丁目、平林南一丁目、平林南二丁目、泉一丁目、泉二丁目、南港中一丁目、南港東一丁目から南港東六丁目まで、南港東八丁目、南港東九丁目、南港南一丁目、南港南四丁目、南港南七丁目、北加賀屋一丁目、北加賀屋二丁目、西加賀屋一丁目から西加賀屋四丁目まで及び緑木二丁目地内

西 成 区 南津守二丁目、南津守五丁目及び南津守六丁目地内

※説明図 4 参照

## 第5 大阪市此花処理区公共下水道

### 1. 下水道の名称

大阪市此花処理区公共下水道

### 2. 排水区域

排水区域は総括図表示のとおり  
(備考) 面積 約 1,081 ha (うち処理区域 約 1,081ha)

### 3. 下水管渠

名 称	位 置		備 考
	起 点	終 点	
高見島屋幹線	大阪市此花区 島屋二丁目地内	大阪市此花区 西島三丁目地内	合流管渠
舞洲汚水幹線	大阪市此花区 北港白津二丁目地内	大阪市此花区 北港緑地二丁目地内	汚水管渠
舞洲汚水送水管	大阪市此花区 西島五丁目地内	大阪市此花区 北港白津二丁目地内	汚水管渠

「区域は計画図表示のとおり」

#### 4. その他施設

名 称	位 置	備 考
桜島抽水所	大阪市此花区北港二丁目地内	約 1,060 m <sup>2</sup>
梅町抽水所	大阪市此花区桜島三丁目地内	約 3,700 m <sup>2</sup>
舞洲抽水所	大阪市此花区北港白津二丁目地内	約 3,900 m <sup>2</sup>
此花処理場	大阪市此花区西島五丁目地内 及び島屋二丁目地内	約 48,100 m <sup>2</sup>
舞洲スラッジセンター	大阪市此花区北港白津二丁目地内	約 33,900 m <sup>2</sup>

「区域は計画図表示のとおり」

#### 理 由

大阪市此花処理区公共下水道において、効率的で安定した下水道整備を図るとともに、管渠の表示方法を見直し、本案のとおり変更しようとするものである。

(参考)

## 1. 変更概要

大阪市此花処理区公共下水道の変更 ※

- ・ 下水管渠の変更
- ・ その他施設の変更

此花処理場の区域の変更

## 2. 変更に係る区域

大阪市 此花区 高見一丁目、高見二丁目、伝法一丁目から伝法六丁目まで、西島一丁目から西島六丁目まで、春日出北二丁目、春日出北三丁目、島屋一丁目、島屋二丁目、常吉一丁目、常吉二丁目、北港一丁目及び北港二丁目地内

※説明図 5 参照